

広報 あさひ

2025

June

no.723

6

総人口：11,034人
男：5,480人
女：5,554人
世帯数：4,424世帯
(令和7年4月末現在)



朝日中学校 職場体験

町長 だより



木々の緑もいっそう深まり、夏の気配が感じられる季節となりましたが、皆さまにおかれましては健康にお過ごしでしょうか。

さて、令和7年度も3か月目に入りますが、今月は町民の皆さまに町の予算をわかりやすくお伝えできるように作成した「令和7年度まちの家計簿」の紹介をさせていただきます。

ご承知のとおり、“財政”とは、皆さまからお預かりした大切な財源を「安全・安心な生活の確保」や「未来への投資」として活用するための町政運営の根幹をなすものです。

「令和7年度まちの家計簿」では、今年度予算の全体概要、歳入及び歳出の内容、そして主な取り組み事業について解説しています。ホームページで公開しておりますので、ご覧いただけましたら幸いに存じます。

また、先月18日には「ヴィアティン三重」の朝日町サンクスマッチのキックインセレモニーに参加させていただきました。

ヴィアティン三重は「クラブと地域社会が一体となることでスポーツが生活に溶け込み、人々が心身の健康と生活の楽しみを享受できる」ことを目指して当町を含め北勢7市町をホームタウンとし、子どもからお年寄りまで幅広い世代から愛されるクラブを目指して多彩な取り組みを続けています。

当町においても、小学校・あさひ園ではサッカー教室を開催していただき、また、高齢者の皆さま向けには保健福祉センターで運動教室を開催していただくなど、町民の健康増進にもご協力をいただいていることから今後もヴィアティン三重の活動を応援して参りたいと考えております。

結びに、これからは“梅雨”に続いて“猛暑”が予想される夏の到来となりますが、皆さまにおかれましては、くれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げます。

令和7年6月1日

町長 矢野純男

今月の表紙

朝日中学校 職場体験学習

朝日中学校の生徒が、職場体験の一環として朝日園芸の仕事に挑戦しました。アジサイの枯葉取りやシクラメンの種取りなどを体験し、植物を育てる大変さややりがいを実感した様子でした。働くことの大切さや地域への関わりについて学ぶ貴重な機会となりました。



こころの健康づくりだより

【こころの健康のために】 テーマ：ストレスとセルフケアについて

●ストレスの原因

ストレスとは、外部からの刺激を受けたときに生じる緊張状態のことです。

外部からの刺激には、天候や騒音などの環境的要因、病気や睡眠不足などの身体的要因、不安や悩みなど心理的要因、人間関係がうまくいかない、仕事が忙しいなどの社会的要因があります。

進学や就職、結婚、出産など喜ばしい出来事も変化であり、刺激ですから、ストレスの原因になることがあります。

●自分のストレスサインを知りましょう

ストレスサインの例：眠れない、朝起きるのがおっくうになる、おなかが痛くなる、便秘や下痢が続く、食欲減退、過食、怒りっぽくなる、泣くことが増える、いつも気にならないことが気になってしょうがない、など

ストレスサインに気づかないままストレスを受け続けると、さらに調子を崩してしまうことがあります。まずは、自分のストレスサインを知っておくことが大切です。そして、そのサインが出ていないかどうか、時々自分の状態を観察するようにしましょう。

自分のストレスに気づけるようになると、休息を取る、気分転換をするなどのセルフケアが早めにとれるようになります。

●ストレスをためないコツについて

- ・毎日の生活習慣を整えましょう。バランスのとれた食事・良質の睡眠・適度な運動習慣を維持しましょう。
- ・日常生活の中でリラックスできる時間を持ちましょう。

注) ただし、お酒を飲んでつらさを紛らわせようとする、睡眠の質が低下し、こころも不安定になることがあるので気を付けましょう。

- ・ストレスを感じているときは、問題点やよくないことばかりに注目しがちになります。そんな時は、実際にできていること、うまくいっていることに注意を向けましょう。考え方やものの見方を少し変えてみるだけで、気持ちが少し楽になることがあります。

- ・困ったときは、誰かに話してみましょ。困ったとき、つらい時に話を聞いてもらうだけでも、気持ちが楽になることがあります。友人、家族、同僚、地域や趣味の仲間など、日ごろから気軽に話せる人を増やしておくといいですね。ただし、こころと体の不調が続くときは、早めに専門家に相談するようにしましょう。



問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

※国立精神・神経研究センター精神保健研究所「こころの情報サイト」より参考

矯正相談 受付中

※自由診療です

- 大人の矯正 約19万8,000円～50万円程度 開咬
- 子供の矯正 約5万円程度からご提案 (床矯正 片顎10万円程度)

診療日	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00～13:30	○	○	×	○	×	○	×
午後 15:00～18:00	○	○	×	○	14:30～18:00	○	×

＜休診日＞
水曜・日曜
祝日

歯科衛生士(正社員・パート)募集!

週休2.5日/お休み充実! ★40代、50代の方も活躍中
★ブランクがあっても大丈夫!!
月給...29万～35万円以上 ★プライベートもゆとりをもって働けます。

★パート・アルバイト 同時募集中!

時給 1,800円～2,000円

まずはお気軽にお問い合わせください

☎0594-27-5454

昼食付き

院長 原田 聡

お気軽に、
お電話ください

暑はらだ歯科クリニック

桑名市新西方7-22イオンタウン桑名新西方内 ●休診 水曜・日曜・祝日

☎0594-27-5454

有料広告掲載欄

ご存知ですか？ かかりつけ薬剤師

町では皆様に安心してお薬を使用いただくために、令和4年度から四日市薬剤師会と協力しながらお薬に関する情報をお伝えしています。

今回は“かかりつけ薬剤師”についてお伝えします。



四日市薬剤師会
薬剤師 橋本世李



お薬のことで困った時に、いつでも相談できる薬剤師はいますか？

現在、一部の調剤薬局では、かかりつけ薬剤師という制度を実施しております。

アレルギーや副作用の履歴、病歴などをすべて把握した上で、現在服用中のすべての薬について一元管理をしてもらえます。

また、日曜日や祝日など薬局の営業時間外も薬剤師に直接相談ができるとっても安心な制度です。一部負担金がかかる場合もございますので、詳しくはかかりつけの薬局にてご相談ください。

健康手帳の交付について

○健康手帳とは

健康手帳とは、

特定健康診査・がん検診・歯周疾患検診・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検診などの検（健）診の結果や、血圧・体重などの健康状態を記録できる手帳です。

検（健）診などの記録は、本人または家族が記入してください。

ご自身の健康状態を記録していただき、医療を受け

る時には、この手帳を医師もしくは歯科医師または薬剤師に見せるなど、健康を守るために役立ててください。

○健康手帳の交付について

子育て健康課の窓口で交付しています。

また、保健福祉センターで実施する集団がん検診時に交付しています。

ぜひご活用ください！

問い合わせ先

子育て健康課 TEL 377-5652

6月23日から29日は 男女共同参画週間です

「誰でも、どこでも、自分らしく」

毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

職場で、学校で、地域で、家庭で、そ

れぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、みなさん一人ひとりの取組が必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。



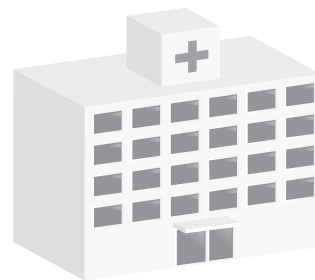
令和7年度

国民健康保険料率の改定について

国民健康保険の財政運営は、県全体で財政赤字を削減・解消すること、及び保険料水準の統一等を示した「三重県国民健康保険運営方針」に基づき行っています。

将来的には、三重県内のどこに住んでいても、所得や世帯構成が同じであれば保険料も同じになるよう、令和11年度までに一定の幅を設けたうえで標準保険料率への統一を目指しています。

朝日町でも、財源の見直しを進めながら、計画的・段階的に保険料率を見直していくことが最重要課題であり、令和7年度の国民健康保険料率を以下のとおり改訂することとなりましたので、ご理解をお願いいたします。



●令和7年度の新しい保険料率

		医療分 国保に加入する すべての方		後期高齢者支援金分 国保に加入する すべての方		介護納付金分 国保に加入する 40歳以上65歳未満の方	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	所得に対して	3.71%	4.80%	2.05%	2.26%	1.63%	1.82%
資産割額	固定資産税に対して	16.51%	20.64%	9.56%	9.70%	11.90%	12.39%
均等割額	加入者1人当たり	26,100円	30,400円	13,200円	13,800円	13,800円	14,000円
平等割額	1世帯あたり	21,900円	20,500円	10,100円	9,200円	7,300円	7,000円
賦課限度額		65万円	66万円	24万円	26万円	17万円	17万円

※国保加入者（被保険者）の年齢等に応じて、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれで計算した額を合算し、国保加入者がいる世帯の世帯主（納付義務者）に賦課されます。

均等割額・平等割額の軽減措置

世帯の総所得金額が、一定の基準以下の場合「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。

この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。今年度の軽減の基準については、納付通知書同封の文書「令和7年度 朝日町国民健康保険料のお知らせ」をご覧ください。

未就学児の均等割額の軽減措置

子育て世代の経済的負担軽減の観点より、令和4年度から未就学児の均等割額について2分の1が軽減されています。（上記の均等割額軽減措置が適用される場合は、軽減後の未就学児の均等割額からさらに2分の1が軽減されています。）



問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659



月々の料金がお得な **ケーブルスマホ** au回線で全国利用可能

1GB+音声付プラン
990 税込 円

お客様に合うプラン提案します

今使っているスマホの電話番号のまま乗り換え可能

無料 スマホ相談会開催中

月曜日～金曜日 完全予約制

開催場所 CCNet北勢局

お問い合わせ フリーコールへ

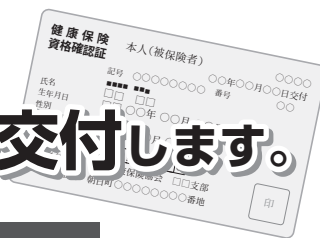
0120-441061 ご相談お待ちしております 9:00～18:00(日・祝除く)



有料広告掲載欄

後期高齢者医療制度のお知らせ

「被保険者証」に代わり「資格確認書」を交付します。



資格確認書について

若草色の被保険者証および資格確認書は、8月1日以降はご使用できません。

後期高齢者医療制度に加入する皆さまには、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）の有無に関わらず、申請なしで令和8年7月末まで使える資格確認書をお届けします。

お手元の若草色の被保険者証・資格確認書に代わり、ピンク色の資格確認書を7月中旬頃に送付します。

8月1日以降に医療機関等を受診する時は、新しい資格確認書（ピンク色）もしくはマイナ保険証を提示してください。

「マイナンバーカード」を健康保険証として、ぜひお使いください

どんないいことあるの？

◎より良い医療が受けることができます。

正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。

◎窓口での「限度額適用認定証等」の提示の必要がなくなります。

◎自身の健康管理に役立ちます

後期高齢者健康診査や薬の情報をマイナポータルで閲覧できます。



「限度額適用認定証等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代なども減額されます。

交付済みの限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までとなります。

8月1日以降は、マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、医療機関等の窓口での限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証をお持ちでない方は、事前に保険福祉課で資格確認書に限度区分を併記する申請をしてください。

なお、現在、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は限度区分が併記された資格確認書をお持ちの方で、令和7年8月以降も対象者の方には、申請なしで8月1日から使える限度区分が併記された資格確認書を交付します。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

保険料率は法令に基づき、今後2年間の被保険者数及び医療給付費（医療費から自己負担分を除いた額）の推計等を基に算定しています。

❶保険料率（年間） ※保険料率は県内均一で、2年ごとに見直されます。

【令和7年度】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \hline 48,903\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所 得 割 額} \\ \hline (\text{被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等}) \\ \times 9.82\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline (\text{賦課限度額80万円}) \\ \hline \end{array}$$

❷保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。なお、保険料の計算では前年中の所得を用います。

3 保険料の軽減措置

(1) 所得の低い世帯に属する人への軽減

【均等割額の軽減】 所得が低い世帯に属する人は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
43万円+10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	7割	14,670円
43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	5割	24,451円
43万円+56万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	2割	39,122円

ア 軽減判定は毎年4月1日時点の世帯状況で行います。（年度途中で資格取得された人は資格取得日）

イ 65歳以上の人の年金所得については、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

ウ 事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

(2) 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった人への軽減

所得割は課されません。均等割は資格取得から2年間のみ5割軽減されます。ただし、所得が低い世帯に属する人は軽減割合が高い方（7割軽減）が優先されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、保険福祉課にお知らせください。

4 保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収（年金からの天引き）」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、特別徴収対象年金の中で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

(1) 特別徴収となる人は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



(2) 普通徴収となる人は、保険料額決定通知書及び納入通知書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(3) 納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の人は申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

自己負担割合について

病気やケガで診療を受けるとき、資格確認書またはマイナ保険証を医療機関等で提示すれば、かかった医療費の一部を負担するだけになります。（負担割合は資格確認書に記載されています。）

一般及び低所得者	1割
一定以上の所得のある方	2割
現役並み所得者	3割

一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

1 負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得（課税標準）額が145万円以上の後期高齢者医療被保険者及びその人と同一世帯の後期高齢者医療被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する後期高齢者医療被保険者の人は、負担が1割又は2割になります。

(1) 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）……………383万円未満

※ ただし、被保険者の収入額が383万円以上であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満

(2) 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）…520万円未満

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

○目 的 健康管理と生活習慣病等の早期発見を目的としています。

○対 象 者 8月31日までに三重県後期高齢者医療被保険者となられる人 ※一部除外者あり

○送付スケジュール 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送

5月～7月中に被保険者となられる人 ⇒ 8月中旬発送

8月中に被保険者となられる人 ⇒ 9月中旬発送

○受 診 期 間 7月1日から11月30日まで

○受 診 場 所 病院・診療所など

○受 診 方 法 受診券等をご覧ください。

○自己負担額 無料 ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。



75歳からのお口の健康チェック（後期高齢者歯科健康診査）について

7月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します

○目 的 口腔機能低下の予防と口腔健康意識の向上を目的としています。

○対 象 者 三重県後期高齢者医療被保険者で、令和7年3月31日時点で75歳から80歳の方

○送付スケジュール 7月下旬発送

○受 診 期 間 8月1日から11月20日まで

○受 診 場 所 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関

○受 診 方 法 受診券等をご覧ください。

○自己負担額 無料 ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。



医療費のお知らせについて

医療費のお知らせを後期高齢者医療広域連合から送付します

実際にかかった医療費の総額をご確認いただくことで、皆さまの医療と健康に対する意識を高め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に送付しています。医療費のお知らせと照らし合わせてご確認ください。領収証は廃棄せずに保管しておいてください。

また、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の添付書類として使用することもできます。詳しくは税務署にお問い合わせください。

医療費のお知らせを不要とされる方は、ご連絡ください。

○送付予定時期 ・令和6年10月～12月診療分……………令和7年7月下旬送付予定

・令和7年1月～9月診療分……………令和8年1月下旬送付予定

はり・きゅうの施術の保険給付申請について

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限りま。そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

『療養費支給申請書』は、施術所が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

あんま・マッサージの施術の保険給付申請について

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あんま・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限りま。

『療養費支給申請書』は、施術所が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

医師や柔道整復師に、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。）は、保険の対象となります。単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。このような症状で施術を受けた場合は全額自己負担になります。

『療養費支給申請書』は、整骨院・接骨院が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

食事療養標準負担額と生活療養標準負担額の食事の提供に係る負担額が変わります。

昨今、食材費等が高騰していることを踏まえて、入院時の食費の基準が令和7年4月1日から引き上げられました。

1 入院時食事療養費

入院したときの食費は、1食あたり次の額が自己負担となります。

所得区分		食費	
		令和7年3月末	令和7年4月1日～
現役並み所得者、一般		490円	510円※1
低所得Ⅱ	過去12ヶ月の入院日数が90日以内	230円	240円
	過去12ヶ月の入院日数が90日超	180円	190円
低所得Ⅰ		110円	110円

低所得Ⅱとは … 世帯全員が住民税非課税であるかた

低所得Ⅰとは … 世帯全員が住民税非課税であって世帯の所得が一定基準以下のかた

※1 指定難病患者の方は、1食300円になります。

2 入院時生活療養費

療養病床に入院したときは、食費と居住費にかかる費用のうち決められた負担額（標準負担額）が自己負担となります。

（医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、医療機関にて判断されます）

■医療区分Ⅰ（医療区分Ⅱ・Ⅲ以外のかた）

所得区分		食費（1食当り）		居住費 （1日当り）
		令和7年3月末	令和7年4月1日～	
現役並み所得者、一般Ⅱ・Ⅰ		490円	510円※1	370円
低所得Ⅱ		230円	240円	
低所得Ⅰ		140円	140円	
老齢福祉年金受給者、境界層該当者		110円	110円	0円

※1 一部の医療機関では470円になります。

■医療区分Ⅱ・Ⅲ（入院医療の必要性の高いかた）

所 得 区 分		食費（1食当り）		居住費 （1日当り）※2
		令和7年3月末	令和7年4月1日～	
現役並み所得者、一般Ⅱ・Ⅰ		490円	510円※1※2	370円※3
低所得Ⅱ	過去12ヶ月の入院日数が90日以内	230円	240円	
	過去12ヶ月の入院日数が90日超	180円	190円	
低所得Ⅰ		110円	110円	0円
老齢福祉年金受給者、境界層該当者				

※1 一部の医療機関は470円になります。

※2 指定難病患者の方は、1食300円になります。

※3 指定難病患者のかたは、0円になります。

問い合わせ先

・三重県後期高齢者医療広域連合事業課

資格保険料グループ TEL 059-221-6883

給付健康グループ TEL 059-221-6884

・保険福祉課 TEL 377-5659

上下水道課よりお知らせ!!

§ 水道管の漏水について

◎はじめに

個人所有地（敷地内）で漏水があると、朝日町水道事業給水条例第39条により、上下水道使用料の減免を申請することができます。（漏水箇所や使用実績等により、必ずしも減免ができるとは限りませんのでご了承ください。）

◎敷地内で漏水の有無を確認する方法

敷地内全ての水道の蛇口を閉めた後、水道メーターボックス内にある水道メーター（パイロット）で確認していただけます。

右記写真矢印箇所のがパイロットになります。敷地内の蛇口を閉めても、パイロットが回っていれば漏水です。漏水の修繕は、必ず朝日町の指定給水装置工事事業者へ依頼してください。



§ 下水道に接続しましょう！

下水道は、身近な川や水路の汚れを防止するなど、生活環境の向上に大きな役割を果たしている施設です。各ご家庭や事務所から排出される汚水は下水道管を通り、処理施設できれいな水に処理され川や海に流れます。

下水道が整備された地域では、すみやかに下水道へ接続することが下水道法により定められています。まだ下水道に接続がお済みでない方は、お早めに下水道へ接続し、より良い自然環境をつくっていきましょう。

下水道を接続するには、宅内排水設備を下水道へ切替える工事が必要です（工事費用は施主負担）。

工事をする場合は、「朝日町下水道排水設備指定工事店」が行うよう条例で定められています。必ず町指定の工事店に依頼をお願いします。町指定の工事店については、ホームページに一覧を掲載しております。

◎下水道へ接続されている方へのお願い

下水道は、正しく使わないと宅内排水管や下水道管などで詰まり、悪臭が発生したり、汚水が逆流し、あふれ出す場合があります。

右記のことに注意し、正しい使用をお願いします。

また、下水道の破損やポンプのつまりの修繕費用は、原因者に負担いただく場合があります。

下水道に流してはいけないもの

水に溶けない紙類（ウェットティッシュ等）
布類（雑巾、タオル等）
残飯・固形物（野菜くず、固形せっけん等）
油類（食品油、灯油等）
有害・有毒な薬品（アルコール類等）



§ 排水設備付近の植栽に注意！

公共汚水ます以外の敷地内にある排水設備（排水ますや排水管）は個人の財産であり、維持管理についても個人により行ってもらうものです。

庭木の根は水分や栄養を求めて、排水ますと管の継手やコンクリートますの継目から侵入し、管を塞ぐほどに成長します。成長した根によって、トイレやお風呂の排水の流れが悪くなったり、汚水があふれ出すことがあります。

排水ますの点検は、マイナスドライバーがあれば可能です。定期的に排水設備の状況を確認することで、不測の事態を未然に防げます。管がつまっていた場合は、町指定の「下水道排水設備指定工事店」へご相談ください。

給排水指定工事店一覧表 ▼

<https://www2.town.asahi.mie.jp/www/contents/1001000000093/index.html>

※修繕費用が発生する場合は、個人負担となります。

問い合わせ先 上下水道課 TEL 377-3334

国民年金のお知らせ

【国民年金保険料は納付期限までに納めましょう】

令和7年4月分から令和8年3月分までの国民年金保険料は、月額17,510円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やスマートフォンアプリ、ねんきんネットを利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、広報・町民課へご相談ください。

※納付義務のある方とは、被保険者本人、その配偶者及び世帯主のことをいいます。

【国民年金保険料免除等の申請について】

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。この納付猶予制度の対象者が、平成28年7月から30歳未満から50歳未満に拡大されています。

令和7年度の免除等の受付は令和7年7月1日から開始され、令和7年7月分から令和8年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、広報・町民課または年金事務所へご相談ください。

*マイナンバーカードを利用してマイナポータルからスマホで国民年金手続（年金加入、年金保険料免除・猶予、学生納付特例等）の電子申請ができます

問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653

介護付き老人ホーム エクセレントあさひ



- ★要介護1以上の方からご入居頂けます。
- ★中・重度の方や認知症の方、ご入居可能です。
- ★看取りについてもご相談ください。
- ★ご入居時、退院時送迎致します。

～「ゆ」っくり・「た」のしく・「か」そくのように豊かな生活がテーマです～

医療法人 福島会
すべての人に微笑みを

— 医療・介護を通して地域社会に貢献する —

376-2008 ふくじまだより 検索
日々の様子をブログにて公開中

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。振り仮名の記載にあたり、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。

朝日町に本籍のある方の通知は、**6月中旬から下旬**の発送を予定しています。朝日町の通知書はハガキサイズのもので、1通につき4名まで記載されます。戸籍内で別住所の方は住所地ごとに通知書が送付されます。



お手元に通知書が届きましたら、中に記載されている振り仮名を確認してください。通知された氏名の振り仮名が実際の振り仮名と異なる場合は、正しい振り仮名の届出を令和8年5月25日までにしてください。届出は、マイナポータルからオンラインでの届出をしていただくか、書面での届出をしてください。

通知された振り仮名が正しい場合には、届出をする必要はありません。

令和8年5月26日以降、通知された振り仮名が順次記載されます。

なお、振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。振り仮名の届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求をすることはありません。詐欺にご注意ください。

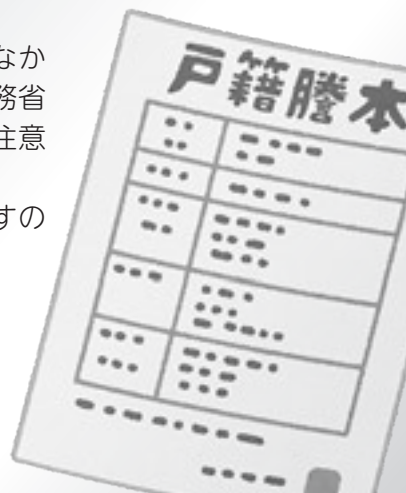
戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省HPで御案内していますので、御参照ください。

【法務省HP】

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>



問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653



マイナンバーカード臨時窓口について

次のとおり、休日の臨時窓口を開設します。

マイナンバーカードの受け取りや申請、電子証明書の更新などの手続きができます。

なお、臨時窓口はすべて**予約制**です。

予約がない場合、窓口は開設しませんのでご注意ください。



【休日臨時窓口】

7月6日(日)

9時～13時(最終の受付は12時45分)

【夜間臨時窓口】

6月12日(木)、6月26日(木)

17時30分～19時30分

(最終の受付は19時15分)

※予約や予約の変更は、事前(直近の役場開庁日まで)に連絡をお願いします。(当日の予約は受け付けていません。)

※臨時窓口の日時は変更する場合があります。また、日程は朝日町ホームページにも掲載しています。

※平日は9時～16時40分の間で予約を受け付けています。

※電子証明書の更新には、マイナンバーカードとマイナンバーカード交付時に設定した暗証番号が必要です。

予約・問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653

朝日町議会定例会（一般質問）の録画放送のお知らせ

第2回朝日町議会定例会（6月議会）の一般質問の様子が下記日程で放送される予定です。

問い合わせ先

議会事務局 TEL 377-5656



- ・ 6月17日（火） 19時～
- ・ 6月21日（土） 19時～（再放送）

※左記は予定です。変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

放送チャンネルは、CCNet12（地デジ121ch）

「指定管理者選定委員会委員」の募集について

募集目的	令和7年度末で指定期間満了となる指定管理施設について、改めて指定管理者を選定するにあたり、町民の参加により積極的な意見を得て、公平かつ適正な選定を行うとともに、より開かれた町政の推進を図るため指定管理者選定委員会委員を募集します。
選定施設	「朝日町保健福祉センター」及び「朝日町児童館」
応募資格	応募資格は次の要件を満たす方とします。 ・ 朝日町に住所を有する満18歳以上の方 ・ 平日の日中に会議へ出席できる方（1回2時間程度を予定） 【令和7年7月から12月の間に3回程度を予定】
募集人数	2名（なお、委員会は公募を含め6名以内の委員で構成します。）
募集期間	6月2日（月）～20日（金）まで（必着）
審議内容	・ 指定管理者募集要項の審議 ・ 指定管理応募者からの提案内容の評価 ・ 指定管理者の選定
応募方法	問い合わせ先に備付け又は町ホームページに掲載する「応募用紙」に必要事項を記入して提出してください。（郵送可） なお、提出先は問い合わせ先と同じです。
その他	指定管理者選定委員会委員には、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務が課せられます。
参考	○指定管理者制度について 平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的として創設されました。この制度により、指定した民間事業者等を「指定管理者」と言います。
問い合わせ先	〒510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 朝日町役場 保険福祉課 TEL 377-5659 又は 子育て健康課 TEL 377-5652

令和8年度

あさひ園入園申込みのお知らせ

あさひ園は、幼保一体化園として設立し、保育園児と幼稚園児を同一の施設で保育する就学前教育の施設です。

本園では、『令和8年度』の新入園児の申し込みの受付を令和7年7月から行います。

詳しくは、7月号の広報あさひ並びに朝日町ホームページでお知らせします。

1 受付

7月から随時受付を行います。

2 受付場所

あさひ園 事務所窓口

〒510-8102 三重郡朝日町大字小向2068番地1 TEL 377-5671

3 申し込み手続き

(1) 仮申込み

仮申し込みは、新規入園予定者数の把握と、入園申込書や提出書類等を案内するために「仮申込書」として申込みを行っていただくものです。

(2) 入園申込み

仮申込書の提出時に、「入園申込書」や手続きに必要なものをお渡しさせていただきます。

令和8年度の入園申込書の提出期限は、**10月31日（金）**です。

朝日町新庁舎建設基本計画の策定について

町では新庁舎建設に係る検討を行っており、外部委員から構成される新庁舎建設基本計画策定委員会での審議や町民の皆様からいただいたパブリックコメントでのご意見を踏まえ、「朝日町新庁舎建設基本計画」を策定しました。

策定した基本計画及び基本計画（概要版）は、総務課

及び町図書館で閲覧できるほか、町ホームページでもご覧いただけます。

二次元コードを読み取っていただくと、簡単にアクセスできますので、ぜひご覧ください。

問い合わせ先 総務課 TEL 377-5651



令和7年度のわかりやすい予算書が完成しました。

町の予算書は、分厚く、数字だらけでわかりにくいといわれています。

そのため、朝日町では、町民の皆様当初予算の内容をわかりやすくお伝えするために、『まちの家計簿－わかりやすい予算書－』を作成しました。

本書には、予算の成り立ちから令和7年度の主な取り組みまで、予算に関わることを幅広く掲載しております。

予算だけではなく、行政のしくみについて少しでも興味をもっていただけると幸いです。

『まちの家計簿－わかりやすい予算書－』は町ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

問い合わせ先 総務課 TEL 377-5651



ごみの野外焼却やめてください！

■廃棄物の焼却禁止

町へ寄せられる環境に関する苦情のうち、焼却灰による洗濯物などへの汚れ、煙や臭いにより気分が悪くなったなど廃棄物の焼却に関するものが多くなっています。

焼却は、火災の心配や、ダイオキシンなどの発生原因ともなり、焼却している人自身の健康にも影響を及ぼすと言われています。

■なぜ？いけないのか？

屋外でのごみ焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除き禁止されています。

例外と言えども、むやみに焼却して良いというわけではありません。周辺の生活している人の立場にたって、生活環境へ十分配慮してください。また、このような場合でも、廃タイヤや廃塩化ビニールなどの焼却は禁止です。

例外となる焼却方法	具体的な例
■国または地方公共団体がその施設を管理するために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路側の草焼き
■震災、風水害、火災その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
■風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事
■農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、あぜ草及び下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却
■たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー ※軽微なものとは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことをいいます。

※例外となる方法で焼却していても、周辺から苦情等通報があった場合は焼却を止めていただきます。

■どうすればいいのか？

廃棄物は、分別の上、収集日や収集方法を守って処理してください。また、一時的に多量に発生する場合は直接「環境クリーンセンター」へ持ち込みいただく方法がありますので、その際には事前に防災環境課までご相談ください。

問い合わせ先 防災環境課 TEL 377-5610

■町民の皆様へ

屋外焼却や不法投棄といった廃棄物の不適正な処理が朝日町内で発生しています。これら不適正処理の早期発見・回復のため、防災環境課をはじめ関係機関は指導等行っておりますが、町民の皆様のご協力も必要不可欠です。屋外焼却や不法投棄を発見した場合は当課までご連絡をお願いいたします。

はかりの検査を受けましょう

取引や証明に使用するはかりは、2年に1度検査が必要です。このため、三重県計量検定所では右記のとおり定期検査を実施します。

日時 7月1日（火）
10時30分～15時
場所 朝日町役場 駐車場
手数料 計量器の種類や能力によって異なります。
支払いは現金でお願いします。

問い合わせ先
三重県計量検定所
TEL 059-223-5071
産業建設課
TEL 377-5658

「北勢地域若者サポートステーション」のご案内

「働きたいけど、どうしたらよいのか分からない」「働きたいけど自信が持てず一歩が踏み出せない」など働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方の「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」の就労を全面的にバックアップする支援機関です。

当町では、北勢地域若者サポートステーションの出張相談を役場にて毎月第4水曜日10時～12時に実施しております。

ご利用の際は、北勢地域若者サポートステーションに直接お電話の上ご予約ください。

本人だけでなく、ご家族からの相談もお受けいたします。

なお、今月の相談については右記の通りです。

北勢地域若者サポートステーション 出張相談 in 朝日（費用無料・要予約）

内容：就労に対するさまざまな相談をお受けします。

対象：15～49歳で無職の方
（ご家族・関係者・在学中でも可）

日時：6月25日（水）10時～12時

場所：朝日町役場 1階 相談室

問合せ・予約先：北勢地域若者サポートステーション
TEL 359-7280

ま ち の 話 題

第31回 生命（いのち）の駅伝

がんは2人に1人が発病する国民病になっています。予防・発見・治療再発防止、対がん研究は日進月歩向上しているにも関わらず、半世紀以上、死亡原因の1位です。

「生命の駅伝」はがん研究を支援し続けて31年目を迎え、100件を超えるがん研究を支援しています。今年もがん研究を支援し、がん患者とその家族を応援するため、5月14日（水）～5月31日（土）にかけて啓発と募金活動を行いながら、三重県内を走りました。

朝日町へは、5月20日（火）に到着し、募金箱の贈呈を行いました。



な ん で も 掲 示 板



「危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る」

消防本部予防保安課

(TEL：356-2010 FAX：356-2041)

6月は危険物安全管理強調月間です

消防本部では6月を危険物安全管理強調月間とし、危険物による火災や事故を防ぐための運動を展開しています。

■ガソリンの給油について

ガソリンは気化しやすく、静電気等の火花でも引火して爆発的に燃焼します。セルフ式スタンドにおいて給油する際は、必ず静電気除去シートに触れてから給油しましょう。また、給油の際は、たばこやライターといった

火気を使用しないようにしましょう。

■ガソリン携行缶の取扱いに注意

ガソリンの入った携行缶内は内圧が上昇しているため、フタを開ける時に吹きこぼれることがあります。フタを開ける前に、エア調整ネジでガス抜きを行いましょう。

■消毒用アルコールの危険性について

消毒用アルコールには、危険物に該当するものがあります。消毒用アルコールが蒸発すると可燃性のガスが発生するため、ライターなどの火源があると燃えるおそれがあります。たばこやガスコンロなどの火の近くで消毒用アルコールを使用することは避けましょう。

令和7年度 公益財団法人三重県下水道公社 下水道排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

試験日時 11月27日（木）13時から

試験会場 三重県総合文化センター：津市一身田上津部田1234

申込受付期間 8月4日（月）から9月8日（月）まで
※当日消印有効

担当課 上下水道課 TEL 377-3334

問い合わせ先

（公財）三重県下水道公社 総務課

下水道排水設備工事責任技術者資格認定業務担当
TEL 0598-53-2331

<https://www.mie-kousha.or.jp/>

6 | 2025 June



生活カレンダー

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			11 ♡ すくすく相談	12 🗑️ 埋立 ♡ のびのび相談	13 🗑️ 一般 ♡ すくすく相談	14 ♡ パパママ教室
15	16 🗑️ 粗大(小向)	17 🗑️ 一般 ♡ アフターピクス	18 🗑️ 再生(新聞紙等) ♡ すくすく相談	19 🗑️ 埋立 ♡ のびのび相談 ♡ 乳がん、子宮がん、大腸がん検診	20 🗑️ 一般 ♡ 育児相談 ♡ すくすく相談 ♡ 無料法律相談	21
22	23	24 🗑️ 一般 ♡ 乳がん、子宮がん、大腸がん検診	25 ♡ すくすく相談	26 🗑️ 埋立 ♡ のびのび相談 ♡ 成人基本健康診査 ♡ 胃がん、大腸がん検診	27 🗑️ 一般 ♡ 胃がん、大腸がん検診 ♡ すくすく相談	28
29	30	1 (7月) 🗑️ 一般 ♡ 離乳食教室(前期)	2 🗑️ 再生(雑誌等) ♡ すくすく相談	3 🗑️ 埋立 ♡ 3歳半健診 ♡ のびのび相談	4 🗑️ 一般 ♡ すくすく相談	5
6	7	8 🗑️ 一般	9 ♡ すくすく相談	10 🗑️ 埋立 ♡ のびのび相談		

各施設等のマーク

- ♡ 保健福祉センター
- 🗑️ ごみ出しの日



* 6月16日(月)は、小向地区の粗大ごみ収集日です。他地区の方は出せません。

健康事業内容

名 称	日	時間	内 容	お問い合わせ
パ パ マ マ 教 室	14	10:00 ~ 11:30	妊婦とその配偶者などの家族を対象とした、妊娠中や分娩に関するお話、座談会などの教室(要予約) 持ち物: 母子健康手帳	
アフターピクス	17	10:00 ~ 11:30	生後2ヶ月~6ヶ月の産婦とその赤ちゃんを対象としたダンスインストラクターによる産後エクササイズ教室(要予約 先着12組) 持ち物: 汗拭きタオル、バスタオル、飲み物	
離乳食教室(前期)	7/1	10:00 ~ 11:30	3~5か月児を対象とした管理栄養士による初期・中期の離乳食の講話と試食ができる教室。(要予約) 持ち物: 試食用スプーン	子育て健康課 TEL:377-5652
育 児 相 談	20	予約制	子どもの身体計測、保健相談、栄養相談(要予約) 持ち物: 母子健康手帳	
す く す く 相 談	11,13,18,25,27,7/2,4,9	予約制	「ことばが遅い」、「コミュニケーションがとりにくい」、「吃音や発音が気になる」など、言語聴覚士による子どもの言葉の発達に関する相談(要予約)	
のびのび相談	12,19,26,7/3,10	予約制	臨床心理士による子どもの発達検査の実施や「おちつきがない」「関わり方がわからない」などの子どもの発達に関する相談(要予約) ※最短8月~の予約となります。	
精 神 福 祉 相 談	随時		相談支援センターの相談員が相談を受けます。	ソシオ TEL:345-9016 HANA TEL:320-2761
障がい者の就職相談	随時		四日市障がい者就業・生活支援センタープラウの相談員が相談を受けます。	TEL:354-2550
知的障がい福祉相談	随時		相談支援事務所が相談を受けます。	陽だまり TEL:328-5881 ブルーム TEL:329-5657
DV相談・女性の悩みごと相談	随時		北勢福祉事務所の女性相談員がDV・家庭問題などの相談を受けます。	TEL:352-0557
虐待相談	随時		北勢児童相談所の相談員が子どもの発達・虐待・非行等の相談を受けます。	TEL:347-2030
(一社)四日市薬剤師会 毎月第3土曜日 14時~16時 「お薬相談」			病院で処方してもらった薬・市販薬・健康食品・機能性食品・サプリメント・漢方薬等について電話・対面相談を受けます。	四日市市本町9-8 本町プラザ5階 TEL:350-3925



無料法律相談 (6/20(金))

※予約制です。

毎回、保健福祉センター2階研修室
13時30分~15時30分まで
社会福祉協議会 TEL 377-2941



リサイクル運動(6/18(水)) (祝日、雨天の場合は翌日)

収集場所 保健福祉センター駐車場
(9時~13時まで)
出張場所 柿公民館
(10時~10時30分まで)

朝日町食生活改善推進協議会 クッキングブラザ

鶏もも肉酢豚風

生のパイナップルがあるときは、Aの調味料と一緒に肉に揉み込み一緒に炒めれば酵素のはたらきでお肉がよりやわらかくなります。



材料(4人分)

鶏もも肉	200g	酒	小さじ2
玉ねぎ	160g	A こしょう	少々
ピーマン	50g	ガーリックパウダー	少々
赤パプリカ	40g	酒	小さじ2
黄パプリカ	40g	酢	小さじ2
干しいたけ	8g	B 砂糖	小さじ2
パイナップル(缶詰)	80g	ケチャップ	小さじ2
オリーブオイル	小さじ2	醤油	小さじ2
片栗粉	大さじ1	鶏がらスープの素	小さじ1
水	大さじ1		

作り方

- 干しいたけは水で戻しておく。
野菜はすべて一口大の乱切りに切る。
- 鶏もも肉は、食べやすい大きさに切りAをふりかけておく。
- パイナップルは2cm位の大きさに切る。
- フライパンにオリーブオイルをしき、鶏肉を両面焼いて、一旦皿に取り出しておく。
- 同じフライパンで①のしいたけと野菜を炒める。
- 野菜に火が通ったら、鶏肉とパイナップル、Bの調味料を加えて炒め合わせる。
- 味が馴染んだら、水溶性片栗粉を回し入れとろみをつけて完成。

1人分の栄養価

エネルギー	たんぱく質	脂 質	塩 分
210kcal	10.3g	9.4g	0.8g

広報無線がきこえにくいときは…
0120-251165(通話無料フリーアクセス)
※最新の放送のみ聞くことができます。

※朝日町役場に問い合わせの際は、ダイヤル番号をよくご確認の上、お間違いのないようおかけください。